

生産緑地の所有者の方は必ずお読みください！

特定生産緑地制度が  
始まりました

## 1. 特定生産緑地制度の概要

市は、生産緑地の所有者等からの意向を基に、生産緑地を特定生産緑地に指定することができます。

特定生産緑地に指定した場合、税制については、これまでの生産緑地としての税制優遇措置が継続されます。(ただし、営農義務や建築制限についても継続されます。)

特定生産緑地に指定しない場合は、これまでの税制優遇措置が受けられなくなります。(5年間で段階的に宅地並み課税になります。)

○特定生産緑地に指定しない場合でも、買取りの申出等の手続きを行わない限り、営農義務や建築制限は、これまでどおり継続されます。

○生産緑地地区指定の告示日から30年経過する日(申出基準日)までに、特定生産緑地に指定する必要があります。

特定生産緑地に指定した場合、これまでの生産緑地としての効力が10年延期され、その後10年経過する前に、繰り返し10年の延長するかどうかを判断することができます。

特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うこととされており、**申出基準日を過ぎると、特定生産緑地に指定することができません。**提出書類等の受付期間は申出基準日の属する年の5月31日までです。

○現況が、生産緑地として適正に管理されていない場合は、指定することができない可能性があります。

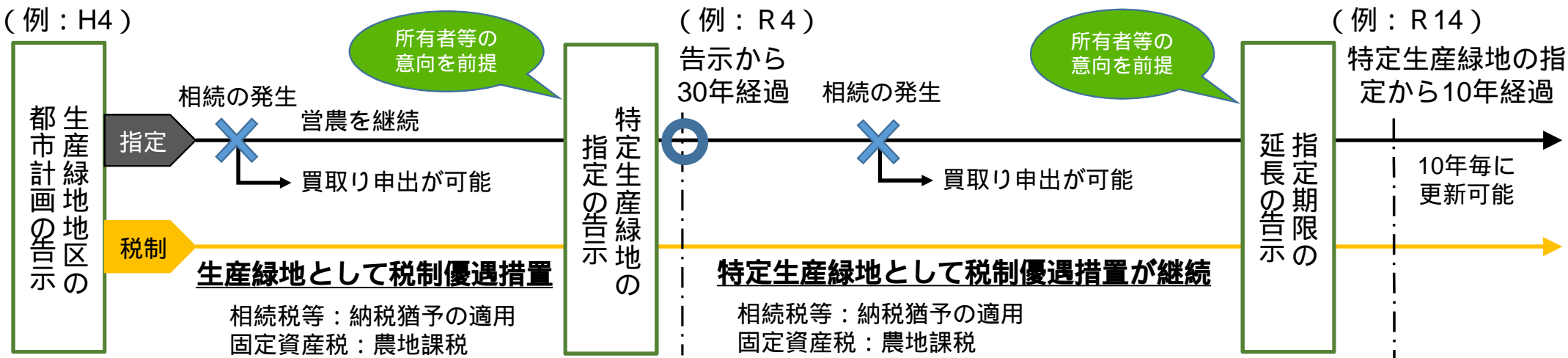
## 2. 特定生産緑地の指定の有無に関する比較

- 指定は30年を経過するまでに行う必要があります。
- 指定には、所有者からの意向確認書の提出等の手続きが必要です。
- 営農、相続、土地利用、固定資産税の評価に影響のある制度です。

	営農義務 建築制限	買取申出の条件	固定資産税の 優遇（農地課税）	相続税の優遇 （納税猶予）
申出基準日 前の 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産緑地の指定から <b>30年経過後</b></li> <li>• 農業従事者が<b>死亡</b>又は <b>故障</b>により、営農が 困難になった場合</li> </ul>	あり	あり
特定生産緑地に 指定した 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定生産緑地の効力 が生じた時点から <b>10年経過後</b></li> <li>• 農業従事者が<b>死亡</b>又は <b>故障</b>により、営農が 困難になった場合</li> </ul>	あり	あり
特定生産緑地に 指定しない 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いつでも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5年間で段階的に <b>宅地並み課税</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次の相続における <b>納税猶予なし</b></li> </ul>

### 3. 特定生産緑地制度のイメージ

#### 特定生産緑地に指定する場合（例：平成4年度に生産緑地地区として都市計画決定されている場合）



#### 特定生産緑地に指定しない場合

